

**軽自動車税(種別割)の  
減免が受けられます**

障がい者または、障がい者と生計を一にする方で、一定の要件に該当する方は、軽自動車1台に限り軽自動車税(種別割)が減免される制度があります。納期限(令和6年4月30日(火))を過ぎるとその年度の減免を受けることはできません。なお、自動車税(種別割)との減免の併用はできません。

**■該当要件**

- ・ 身体に障がいを有し、歩行が困難な方が所有する軽自動車
- ・ 精神に障がいを有し、歩行が困難な方が所有する軽自動車
- ・ 身体障がい者で18歳未満の方と生計を一にする方が所有する軽自動車
- ・ 精神障がい者と生計を一にする方が所有する軽自動車
- ・ 身体もしくは精神に障がいをする方のみで構成される世帯の方を常時介護する方が運転する軽自動車

※対象となる障がいのある方の範囲についてはお問い合わせください。

**■必要書類**

- ・ 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳
- ・ 納税義務者のマイナンバーカードまたは個人番号の通知カード(個人番号を記入していただくため)
- ・ 免許証(実際に減免を受ける車を運転する方のもの)、車検証、納税通知書

**◎問合せ先**

財政課税務係 (内線 216・217)



**入学・就職・転勤等による引越して、住所を異動される方は、  
窓口での「正確な住所の届出」が必要です。**

住民票の住所の異動届(転出届・転入届・転居届など)は、国民健康保険および国民年金の資格の確認や選挙人名簿への登録などにつながる大切な手続きです。

本人確認書類となる「マイナンバーカード」の「住所」等は、最新のものにする必要があります。

※正当な理由がなく住民票の異動の届出をしない場合、5万円以下の過料に処されることがあります。

**■住民票の異動届(転出届、転入届、転居届等)の手続方法**

\*他の市区町村に転出・転入する場合



**〈オンラインでの届出〉**

**【引越前の市区町村】**

転出前に、マイナポータル等を通じオンラインで転出届を提出する(窓口に行くことなく自宅等から手続きできます)



**【引越先の市区町村】**

転入した日から14日以内に、マイナンバーカードを提示のうえ転入届を提出する(※1)

**〈窓口での届出〉**

**【引越前の市区町村】**

転出前に、転出届を提出して転出証明書を受け取る



**【引越先の市区町村】**

転入した日から14日以内に、転出証明書を添えて転入届を提出する(※2)

\*同一の市区町村内で転居する場合

**【お住まいの市区町村】**

転居した日から14日以内に窓口で転居届提出する(※1)

※1 マイナポータル等を通じて、転入(転居)届の提出のために来庁予定の連絡ができます。

※2 マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナンバーカードを提示してください。

◎問合せ先 総務課住民係 (内線 211・212)